

山元町上下水道事業包括的業務委託

実施要領書等に関する質問回答書（第2回）

平成26年10月

山 元 町

1 実施要領書に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	6	4.4(4)	配布資料	記載資料以外の必要書類の資料閲覧（完成図書等）は可能でしょうか。	必要資料の閲覧は可能です。
2	12	6.5(2) 表6-5	企画提案書提出時の提出書類	様式9-4は2枚との指定がございますが、「4 配置予定資格保有者（従業者）の経歴、資格」、「5 再委託又は技術協力等の予定」、「6 従事者の教育対策等」の3項目を合わせて2枚で記載するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。 3項目合わせて2枚で記載してください。

2 要求水準書に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	8	3.1(3)	基本的水準	先般の現地見学会において、津波による被災により既存施設等において著しい腐食・劣化状況が認められ、一部機能停止中の機器類も確認しております。 要求水準書の基本的水準において「業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことが出来る機能を有し、著しい損傷がない状態で委託者に引き渡しが行えるよう適切な保守管理を行うこと。」とありますが、ここで言う著しい損傷がない状態の判断基準について教示願います。	判断基準については、業務移行期間中に、委託者と受託者で各施設の状況確認を行うなかで、決定します。
2	10	3.2.1(3)	遠方監視システムの設置	遠隔監視システムの設置費用及び運用費用は受託者負担とありますが、同システムは受託者資産を使用して、受託者が管理業務遂行という事でしょうか。 また、委託期間中は資産が町に移行することは無いという事でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	18	表3-3	処理水質の要求水準（坂元処理場、上平処理場）	「処理水質の要求水準は【表3-3】が適用される」との記載ですが、P46<別表4>「特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の放流水に関する事項」の放流水質の水質検査項目と測定回数を実施するものと考えてよろしいのでしょうか。	P18の【表3-3】は本業務の処理水質の要求水準であり、P46の<別表4>は関連法令、その他により最低限必要となる水質検査項目及び頻度を補足事項として示しているにすぎません。従って、<別表4>に加え、受託者が施設運転管理上必要と考える水質検査項目、頻度、採水場所等を水質管理計画として企画提案してください。
4	21	3.5.1(1) 2)	営業時間外の対応	営業時間外に水道料金等の収納が発生しないように十分な対策を講じることとありますが、下段に記述されるやむを得ない事情の判断基準についてご教示願います。	お客様に対して、十分な説明をしても、なお理解が得られない場合等に対応してください。
5	30	別紙-2	4(4) 庁舎確認用画面	庁舎確認用画面について、監視専用モニターを設置せず、インターネットに接続される端末での監視でも可と考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、専用モニター以外の場合は、専用パスワードを設定する等、セキュリティを万全にしてください。
6	45	別表3-2	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達	薬品類等に関し、受託者において調達先（銘柄等）は任意で選定可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、浄水処理用の薬品類については、委託者の承認が必要です。
7	53	別紙-6	既存施設等の確認（契約書20条第1項、69条1項関係）	先般の現地見学会において、津波による被災により既存施設等において著しい腐食・劣化状況が認められました。 受託者の責による機能劣化については、受託者において補修するものとしませんが、現状の施設状況において、どの様に補修範囲及び各々の責任区分について明確にさせていただけるのかについてお示し願います。	補修範囲及び責任区分については、業務移行期間中に、委託者と受託者で各施設の状況確認を行うなかで、決定します。
8	57	別紙8	6 本件施設への設備の設置	「施設改良等実施計画」とは、本業務が開始された後において実施することを前提とされているのでしょうか。 要求水準書のP50「リスク分担 その他 施設の設置、増築、改築」に示された“施設の設置、増築、改築その他効率的な遂行を図るための投資並びに維持管理”の内容がこれに該当するということでしょうか。 なお、提案書には、「施設改良等実施計画」に該当すると思われる内容についても、自己の費用負担で提案することは認められると理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	59 60	別紙9	1 業務日報 2 月間業務報告書	水道事業に関して業務日報、月間業務報告書の指定書式はありますか。また様式サンプル等がありましたら開示願います（第1回質問回答書NO. 67は下水関連のみの記載となっていたため）	サンプルについてはありません。 受託者側から必要な項目等を定めた様式を提案してください。

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
10	60	別紙9	2 月間業務報告書	農業集落排水事業の運転データについて、上平処理場及び坂元処理場共に放流量、余剰及び濃縮汚泥引抜量の測定方法等について、ご教示願います。	現在は把握しておりませんが、いずれの「量」も施設運転管理上必要と考えておりますので、現有設備の範囲内で工夫（ポンプ能力と運転時間から推計するなど）して求めてください。なお、具体的な方法につきましては、協議によることとします。

3 提案評価基準書に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	5	表-1	企画提案書の審査項目、内容及び配点	「業務実施能力 担当予定者の資格・経験」の内容にある、“技術者及び有資格者の数は十分か。”につきましては、本業務に従事する技術者及び有資格者数について審査されるということでしょうか。あるいは、参加者の社内に在籍する技術者及び有資格者数について審査されるということでしょうか。	審査については、企画提案書「様式9-4 配置予定従業員調書」により行います。

4 様式集に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	16	様式9-4	5 再委託又は技術協力等の予定	注1) の記載事項につきましては、上段の「4 配置予定資格保有者（従業者）の経歴、資格」の示す保有資格に関する事項かと読み取れます。ここでは証明書類は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	【様式9-4】配置予定従業員調書「5 再委託又は技術協力等の予定」の〔注1) 配置予定従業員が、要求水準書の定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。〕を削除し、「4 配置予定資格保有者（従業員）の経歴、資格」に〔注3) 配置予定従業員が、要求水準書の定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。〕を追加してください。 なお、再委託又は技術協力等の予定には、証明書類は必要ありません。

5 配布資料に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	—	3-1-②	遠隔監視システム監視信号項目	信号名称には、“（将来）”と示された項目がありますが、これらの項目は本業務においては考慮する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。考慮する必要がある場合、将来的な工業計器類の設置費用は、本業務期間中であっても委託者の負担と考えてよろしいでしょうか。	遠方監視システム導入時に、pH計や流量計等を増設する場合は、受託者の負担になります。ただし、本業務期間中に、配水池等の更新により、委託者側の都合で計器を増設し、それに伴い信号点数が増になる場合の費用は、委託者の負担になります。
2	—	7-5	上水道管路等維持補修業務委託仕様書	本仕様書の内容につきましては、要求水準に関する質問回答No.24に記載がありますように、本業務範囲には含まれていないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本業務範囲には含まれません。

6 現地見学会に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	—	—	水道事業施設（全般）	見学会で拝見した水道施設では老朽化が顕著に認められました。 ① 今後の施設更新計画と時期を教示願います。 ② 震災時の津波による被害の影響と、保全管理の不備との判断基準を教示願います。	①更新計画については、 平成26年度：真庭配水池、中山配水池、坂元配水池耐震補強工事 平成28年度：横山ポンプ室耐震補強工事（建替え、さく井工事） 平成29年度：小平ポンプ室耐震補強工事（建替え、さく井工事） 平成30年度：山下第1ポンプ室、坂元第2ポンプ室耐震補強工事（建替え、さく井工事） 平成31年度：山寺配水池緊急遮断弁設置工事になります。 ②水道施設（配水池、深井戸、ポンプ室）については、津波の被害はありません。

2	—	—	水道事業施設 (高瀬増圧ポンプ)	<p>現地見学会にて拝見した「高瀬増圧ポンプ」は、門扉の損傷が激しく、第三者の立ち入りなどによる事故防止は受託者の責では不可能と思われます。</p> <p>①同様な現地施設がほかにあれば教示願います。 ②同様な施設の門扉等保安管理に必要な施設更新計画と時期について教示願います。 ③同様な施設における保安管理業務のリスクは委託者が負担願います。</p>	<p>①同様な施設については、ありません。</p> <p>②高瀬増圧ポンプの門扉については、業務実施前までに修理をします。</p> <p>③その他の施設については、業務移行期間中に、委託者と受託者で各施設の状況確認を行うなかで、ご指摘があれば修理等の対応し、保安管理業務のリスクについては協議します。</p>
3	—	—	特環公共下水道事業 (山元浄化センター)	<p>現地見学会にて拝見した「山元浄化センター」は、震災時の津波により地下浸水部において機器類は交換済みですが、架台・歩廊類は補修塗装もなく、腐食・劣化が著しい状態にあります。</p> <p>①今後の施設更新計画と時期を教示願います。 ②震災時の津波による被害の影響と保全管理の不備との判断基準を教示願います。</p>	<p>①更新計画については、下水道長寿命化計画を予定しておりますが、該当施設については、今後の調査結果次第となります。</p> <p>②判断基準については、業務移行期間中に、委託者と受託者で各施設の状況確認を行うなかで決定します。</p>
4	—	—	農業集落排水事業施設 (坂元処理場)	<p>現地見学会にて拝見した「坂元処理場」は、震災時の津波による被害と経年劣化の影響が激しく、騒音、臭気の対応は受託者の責では不可能と思われます。</p> <p>坂元処理場は新市街区に接近しており、現状の施設状況（土壌脱臭設備も被災したままで機能していない状態）では、受託者による騒音及び臭気対応は不可能です。</p> <p>①同様な現地施設がほかにあれば教示願います。 ②今後の施設更新計画と時期を教示願います（農業集落排水施設に係る処理場の全てについて）</p>	<p>①農業集落排水事業の処理場施設は、坂元処理場及び上平処理場だけになりますので、同様な施設については、ありません。</p> <p>②更新計画については、将来的には坂元処理場を廃止し、公共下水道に接続をする計画があります。</p> <p>なお、要求水準書に則り、適切な運転管理を行ったうえでの騒音、臭気等の苦情については、委託者側で対応します。</p>

7 第1回質問回答書に関する質問書

No.	ページ	項番	項目	質問	回答
1	7	No.56	浄化センター及び坂元、上平処理場の放流水質、脱水汚泥含有物質に関する事項	「検査先は問いません」とのご回答ですが、法定分析業務は、業務の透明性を担保するためにも受託者とは関係のない、計量証明事業を有した第三者機関で実施すべきと考えますがいかがでしょうか。	計量証明事業を有していれば、検査先は問いません。